

第3次佐渡市障がい者計画・

第5期佐渡市障がい福祉計画・第1期佐渡市障がい児福祉計画

素案・「障がい福祉計画 障がい児福祉計画」部分

第2次原稿

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画 の基本的な考え方

第1節 計画の策定にあたって

市では、障がい者の権利の擁護とサービスの自己決定と選択を基本として、福祉施設から地域生活への移行を進めるため、佐渡市障がい福祉計画を策定し、4期12年間の期間、本計画にそって、相談支援や就労支援、地域生活支援の拠点づくりなどに取り組んできたところです。また、本市は平成16年3月に佐渡島内の10か市町村の合併により誕生しており、新市として、佐渡島全島の福祉の質の向上を目指して、関係事業所とともに体制の整備にも取り組んできました。

この期間を通じて、国の障がい者に対する基本的な施策も従来の措置中心の施策から、「障害者自立支援法」を経て「障害者総合支援法」を成立させ、障がい者の意思決定を重視したサービスの充実や差別の解消、施設から地域生活への移行と日常生活と社会生活の向上を目指して事業を進めてきました。

国連の「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者雇用促進法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など基本となる法律等も整備され、さらに、本計画策定の根拠となる「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」も次期計画に合わせ改正されたところです。また、障がい者と関連する地域ケアシステムの強化や医療・介護の連携など、介護保険法の改正も合わせて行われています。

今回、第4期計画の計画期間の満了を迎えることから、こうした新たな国の制度変更に合わせて、第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画を策定することとなりました。

第2節 基本的理念

新しい第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、国から示された策定の指針に従って、本市の障がい福祉の実情と保健・医療・教育等の市の施策の状況を踏まえ、前期計画からの継続性を考慮して次のとおり定めます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動・文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

2 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや難病患者等に対しても、市内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むた

めの仕組みづくりや専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいや発達障がいを持つ幼児や児童を早期に発見し、福祉サービス分野だけでなく、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさげ、健やかな育成を図っていくための発達支援を強化します。

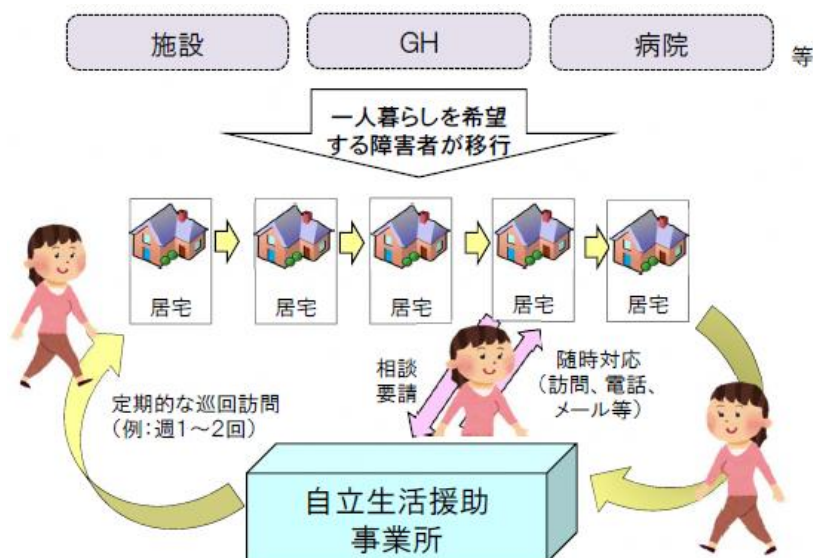
第3節 新たな施策の方向

新たな障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたり、国から新たに実施すべき事業として掲げられている事業について主なものをみると、次のようなものがあり、今後、市として事業実施について検討を進めることとします。

1 地域生活を支援する自立生活援助の創設

障がい者支援施設やグループホームからひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定の期間を通じて定期的な訪問や随時の対応により、支援サービスを行う自立生活援助が創設されます。

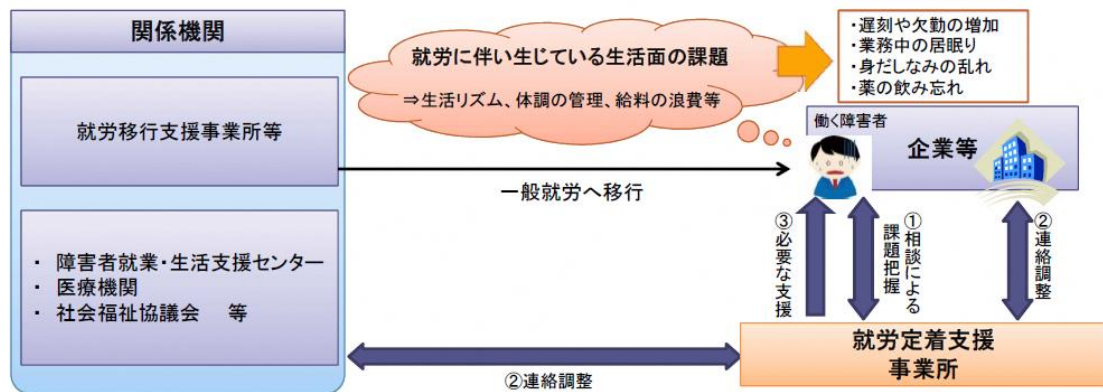
図表 自立生活援助の創設



2 就労定着支援の創設

就労移行支援を利用し、一般就労へ移行する障がい者が増える中で、就労と生活の両立を支援するため就労定着支援が創設されます。

図表 就労定着支援の創設



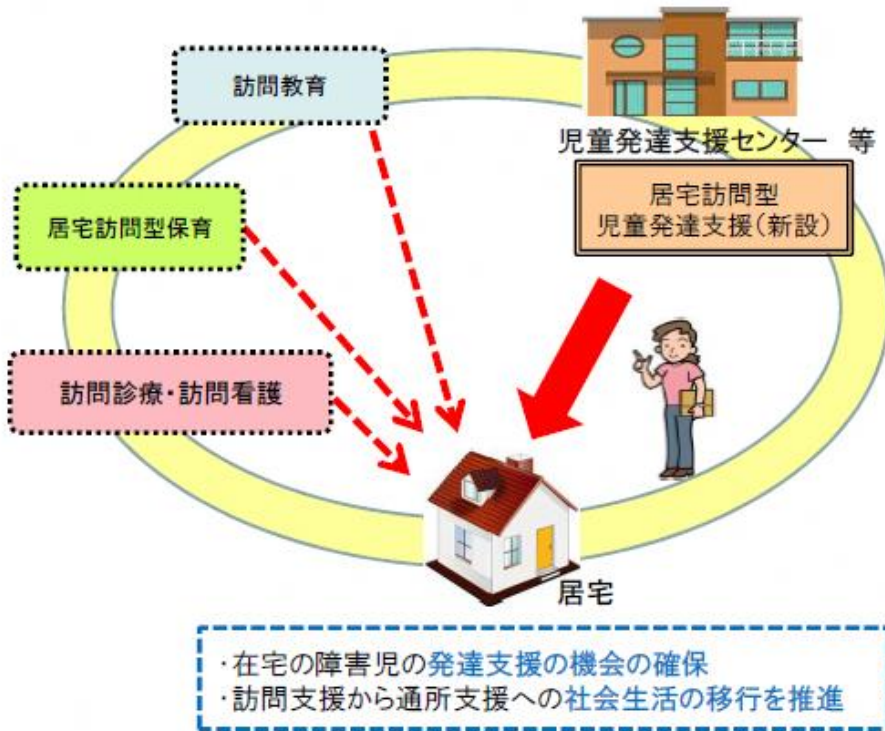
3 重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障がい者であって、重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援ができることとなります。

4 居宅訪問による児童発達支援の実施

今までの障がい児支援の中心は通所支援を基本としてきましたが、外出が著しく困難な重度の障がい児に対して、発達支援ができるよう障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

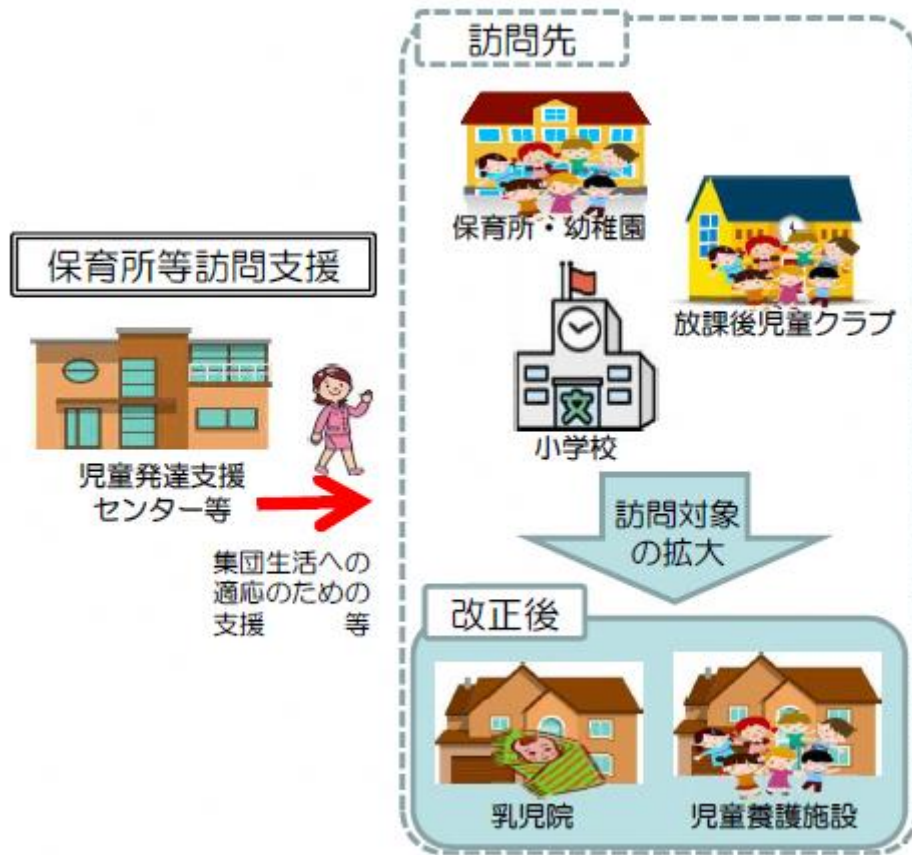
図表 児童発達支援の創設



5 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

図表 保育所等訪問支援の創設



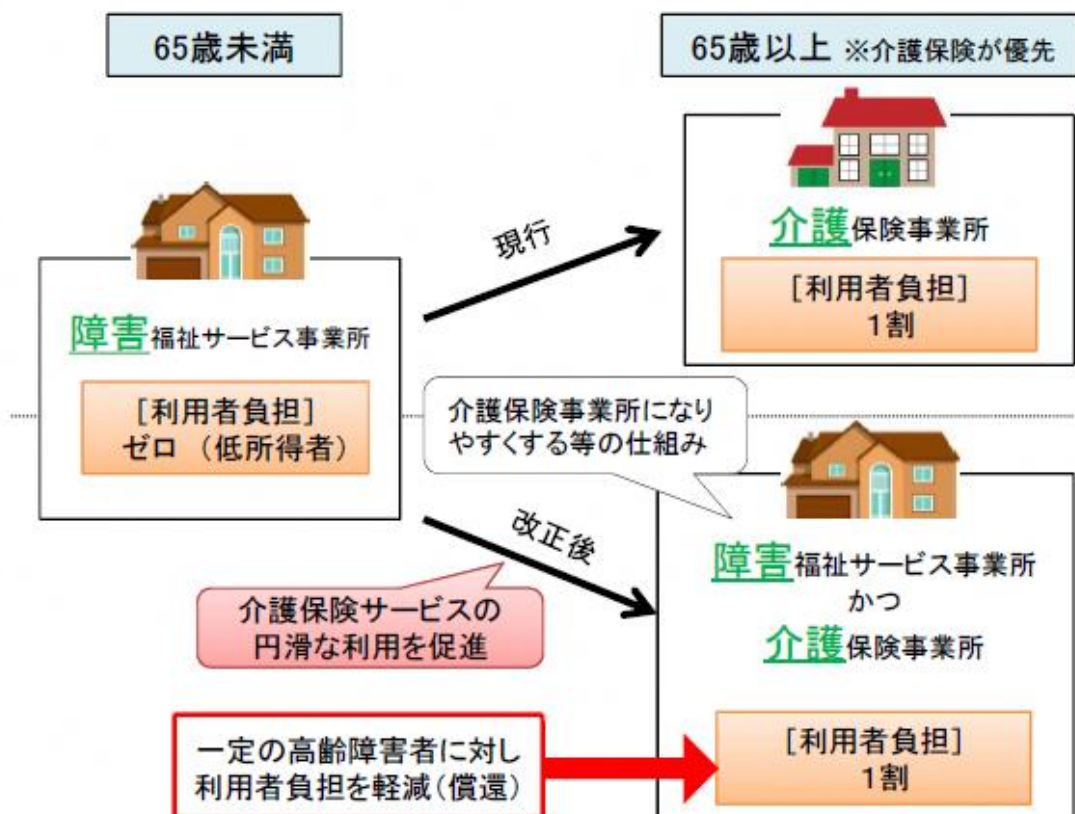
6 補装具費等の支給範囲の拡大

特に障がい児の場合など身体機能を補完・代替する補装具について、成長に伴って短期間の交換が必要となる場合について「購入」を基本としながらも、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となります。

7 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と利用者負担軽減措置の検討

障がい福祉サービスを受けてきた高齢障がい者が介護保険を利用する場合に、新たに介護保険の利用者負担が発生している（1割負担）ことから、一定の高齢障がい者に対し、利用者負担を軽減します。

図表 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と利用者負担軽減措置



第2章 第4期計画の目標達成状況

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、平成28年度末時点で地域生活へ移行する障がい者はいなかったが、自然減があり、新たに入所する障がい者は多く、結果として平成25年度末の入所者数116人に対し、平成28年度末の入所者数は117人となっており、ほぼ同数となっています。

○基本指針：平成29年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標と実績

項目	数値		備考
	目標	実績	
平成25年度末時点の入所者数 (A)	116人	—	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	110人	117人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】地域生活移行者数 (C) 地域移行率 (ア = C / A × 100)	16人 13.8%	0人 0%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】入所者数削減見込み (D = A - B) 削減率 (イ = D / A × 100)	6人 5.2%	△1人	入所者数にかかる差引減少見込み数

※実績値は平成28年度末の値。

2 地域生活支援拠点の整備

平成29年4月から既存事業所の機能連携に基づく「面的整備型」で試行を行っており、要綱を制定し、平成30年4月より施行します。

○基本指針：平成29年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 地域生活支援拠点の整備と実績

項目		整備の有無
平成29年度末時点での地域生活支援拠点	目標	有
	実績	有

※実績値は平成29年度末の値。

3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成24年度の一般就労移行者数4人に対し、平成28年度は5人となっており、やや増加しました。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標と実績

項目	数値		備考
	目標	実績	
平成24年度の一般就労移行者数(A)	4人	—	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	8人 2倍	5人 1.25倍	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※実績値は平成28年度末の値。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の就労移行支援事業利用者数28人から、平成28年度末現在で、ほぼ目標値に近い43人の利用者があり、実績を伸ばしています。

○基本指針：平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 25 年度末の利用者数の 6 割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	28 人	—	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B) 目標値 = B / A	45 人 160.7%	43 人 153.6%	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

※実績値は平成 28 年度末の値。

(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所数は平成29年度の見通しの4箇所に対し、3箇所であり、就業移行率を30%以上とする事業所はありませんでした。

○基本指針：平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成29年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	4 箇所	3 箇所	平成29年度末における就労移行支援事業所の数
平成29年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	2 箇所	0 箇所	平成29年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	50 %	0 %	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

※実績値は平成28年度末の値。

第2節 障がい福祉サービス

1 障がい福祉サービス評価の概観

サービス全体をみると、達成度は日中活動系のサービスで高くなっているほか、居住系のサービスが中心となっており施設を活用したサービスが利用されています。一方で、地域移行を支援する訪問系のサービスは、やや低調です。また、就労継続支援A型の実施が課題となっています。重度障がい者に対するサービスは、利用者がいないためゼロとなっています。

第4期計画で初めて記載された障がい児に対するサービスの実施については、障がい児相談事業の利用が高く、高いニーズが見られます。

図表 人数ベースで見る達成度（平成28年度）

評価	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障がい児
A 100%超		2	1		1
B 75～100%	1	5	1	1	
C 40～74%	1	1		1	1
D 40%未満	3	1		1	2

図表 各サービスの達成度（人数ベース平成 28 年度）

サービス名	達成度	サービス名	達成度
訪問系		日中活動系	
居宅介護	79.2%	生活介護	95.4%
重度訪問介護	0.0%	自立訓練(機能訓練)	50.0%
行動援護	0.0%	自立訓練(生活訓練日中)	100.0%
重度障害者等包括支援	0.0%	自立訓練(生活訓練夜間)	100.0%
同行援護	66.7%	就労移行支援	107.5%
居住系		就労継続支援 A 型	0.0%
共同生活援助	93.0%	就労継続支援 B 型	108.2%
施設入所支援	103.5%	療養介護	83.3%
障がい児		短期入所	100.0%
児童発達支援	0.0%	相談支援	
放課後等デイサービス	56.7%	計画相談支援	86.4%
保育所等訪問支援	0.0%	地域移行支援	0.0%
障がい児相談支援	170.0%	地域定着支援	33.3%

2 訪問系サービス

居宅介護は平成28年度で見込量の130人に対し、103人の利用があります。同行援護は平成28年度で2人の利用がありましたが、利用時間は見込量を下回っています。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の重度障害者向けのサービスの利用は見られませんでした。

図表 訪問系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	見込量	利用時間	1,650	1,950	2,100
		利用人数	110	130	140
	実績	利用時間	1,274	1,221	1,284
		利用人数	102	103	107
重度訪問介護	見込量	利用時間	39	78	78
		利用人数	1	2	2
	実績	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
行動援護	見込量	利用時間	16	16	16
		利用人数	2	2	2
	実績	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
重度障害者等包括 支援	見込量	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
	実績	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
同行援護	見込量	利用時間	12	12	12
		利用人数	3	3	3
	実績	利用時間	1	4	9
		利用人数	1	2	3

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

3 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練日中・夜間）の各サービスの利用人数は、ほぼ見込量を達成していますが、例えば自立訓練は1人あたり月22日の利用を見込んでいますが、実際の1人あたりの利用量は見込量を下回っています。

就労関連のサービスでは、就労移行支援は平成28年度で40人の利用見込みに対し43人が利用しており、見込量を超えています。就労継続支援はA型の施設がないため利用はみられませんでした。B型は見込量を超えた利用者がみられます。

また、療養介護と短期入所はほぼ見込量にそって利用がありました。

図表 日中活動系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	見込量	人日	3,400	3,500	3,600
		人	170	175	180
	実績	人日	2,849	2,970	3,078
		人	143	167	162
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日	44	44	44
		人	2	2	2
	実績	人日	18	13	20
		人	2	1	1
自立訓練 (生活訓練・日中)	見込量	人日	44	44	44
		人	2	2	2
	実績	人日	9	19	40
		人	2	2	2
自立訓練 (生活訓練・夜間)	見込量	人日	30	30	30
		人	1	1	1
	実績	人日	14	30	30
		人	1	1	1

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

図表 日中活動系サービスの第4期計画における見込量と実績（つづき）

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	見込量	人日	640	720	800
		人	40	40	45
		箇所	3	3	4
	実績	人日	589	519	490
		人	38	43	35
		箇所	3	3	3
就労継続支援（A型）	見込量	人日	0	0	100
		人	0	0	5
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0
就労継続支援（B型）	見込量	人日	3,060	3,315	3,570
		人	180	195	210
		箇所	9	9	10
	実績	人日	2,807	2,913	3,255
		人	198	211	217
		箇所	9	9	9
療養介護	見込量	人	12	12	12
	実績	人	10	10	10
短期入所（福祉型）	見込量	人日	210	220	240
		人	35	40	40
	実績	人日	169	193	252
		人	34	40	42

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

4 居住系サービス

共同生活援助の利用者数は平成28年の見込値43人に対し40人となっており、ほぼ見込量で推移しています。一方、施設入所支援は見込み量よりやや多い利用者がみられます。

図表 居住系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	32	43	53
	実績	人	33	40	41
施設入所支援	見込量	人	115	115	110
	実績	人	121	119	117

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

5 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援については、利用者は平成27年度から平成28年度にかけて75人から95人へと20人の増加となっています。

新たに始められた地域移行支援及び地域定着支援は、平成28年度で地域定着支援の利用者がみられ、今後の制度の定着と利用の拡大が期待されます。

図表 計画相談支援・地域相談支援の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	見込量	人	100	110	120
	実績	人	75	95	101
地域移行支援	見込量	人	1	3	5
	実績	人	0	0	0
地域定着支援	見込量	人	1	3	5
	実績	人	0	1	1

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

6 障がい児通所支援

第4期計画において、障がい児に対するサービスが初めて見込量が計画されました。平成28年度は放課後等デイサービスが実施され、17人の利用がありました。

図表 障がい児通所支援の見込量

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	見込量	人日	0	0	120
		人	0	0	8
		箇所	0	0	1
	実績	人日	0	0	38
		人	0	0	19
		箇所	0	0	1
放課後等デイサービス	見込量	人日	0	100	350
		人	0	30	35
	実績	人日	0	54	225
		人	0	17	15
保育所等訪問支援	見込量	人日	0	0	20
		人	0	0	10
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度は見込値。

7 障がい児相談支援

障がい児相談支援は平成28年度からスタートしました。見込量10人に対し17人が実際に利用しており、今後の利用拡大が期待されます。

図表 障がい児相談支援の見込量

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	見込量	人	0	10	20
	実績	人	0	17	16

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度は見込値。

第3節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

地域生活支援事業のうち、理解促進研修・啓発事業は実施済みです。

図表 理解促進研修・啓発事業の見込量

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・ 啓発事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

2 自発的活動支援事業

自発的活動支援は、平成29年度実施済みです。

図表 自発的活動支援事業の見込量

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支 援事業	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	有

3 相談支援事業

相談支援事業の利用者数は平成27年度が448人、平成28年度が483人となっており、見込量よりは少ないものの利用は増えてきています。

図表 相談支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業 (基本相談)	見込量	利用見込実 人数	512	557	592
	実績	利用実人数	448	483	520

※年間利用分。平成29年度は見込値。

基幹相談支援センターについては、平成29年4月より市役所内に設置済みです。住宅入居等支援事業も平成29年4月より、事業を実施しています。

図表 相談支援事業の第4期計画における見込量と実績（つづき）

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	有

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成28年度は見込量とほぼ同数の7人の利用がありました。

図表 成年後見制度利用支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実利用見 込者数	5	6	7
	実績	実利用者 数	8	7	4

※年間利用分。平成29年度は見込値。

5 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業（コミュニケーション支援事業）は実
利用人数、派遣延人数ともに見込値を超えた利用があります。

手話については、手話奉仕員養成研修事業を実施していますが、手話通
訳者設置事業は今後の課題となっています。

図表 意思疎通支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業（コミ ュニケーショ ン支援事業）	見込量	実利用見込 人数	20	30	35
		派遣見込み 延人数	40	60	70
	実績	実利用人数	23	43	40
		派遣延人数	47	66	69
手話通訳者設 置事業	見込量	実設置見込 人数	2	2	3
	実績	実設置人数	0	0	0
手話奉仕員養 成研修事業	見込	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

※年間利用分。平成29年度は見込値。

6 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業等の各サービスについては、排せつ管理支援用具
で見込値を超えているほかは、各サービスともに見込値を下回っていま
す。

図表 日常生活用具給付等事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	見込量	件	7	7	7
	実績	件	1	2	2
自立生活支援用具	見込量	件	13	13	13
	実績	件	4	7	3
在宅療養等支援用具	見込量	件	50	50	50
	実績	件	35	17	11
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	18	18	18
	実績	件	5	6	4
排せつ管理支援用具	見込量	件	1,080	1,080	1,080
	実績	件	1,056	1,123	1,192
住宅改修費	見込量	件	5	5	5
	実績	件	2	0	2

※年間利用分。平成29年度は見込値。

7 移動支援事業

移動支援事業の利用者は平成27年度が8人、平成28年度は4人で、ほぼ見込量のおりでしたが、延利用時間は見込量の半数となっています。

図表 移動支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	見込量	実利用見込者数	5	5	5
		延利用見込時間	162	162	162
	実績	実利用人数	8	4	5
		延利用時間	81	82	77

※年間利用分。平成29年度は見込値。

8 地域活動支援センター機能強化事業

基礎的事業については、利用者数は見込量を超えて利用されています。
機能強化事業は平成29年4月より、事業を実施しています。

図表 地域活動支援センター事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業	見込量	箇所	2	2	2
		人	20	20	20
	実績	箇所	2	1	1
		人	28	29	30
機能強化事業	見込量	箇所	0	1	1
		人	0	12	12
	実績	箇所	0	0	0
		人	0	0	0

※年間利用分。平成29年度は見込値。

9 その他事業

訪問入浴サービスは平成28年度12人の見込量に対し、4人の利用がありました。日中一時支援事業は平成28年度は見込量35人に対し、40人が利用し、見込量を超えています。

生活訓練等の利用者数は平成27年度の74人から、平成28年度は80人へと増加しています。

巡回支援専門員事業は平成27年度404人の利用がみられましたが、平成28年度は267人となりました。

成年後見制度普及啓発事業は実施済みです。

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費等助成事業は、数は少ないものの継続して利用ニーズがあります。

生活サポート事業は平成28年度時点で利用者がみられません。

図表 その他事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	見込量	人	12	12	12
	実績	人	4	4	3
日中一時支援事業	見込量	人	35	35	20
	実績	人	37	40	45
生活訓練等	見込量	人	90	90	90
	実績	人	74	80	82
巡回支援専門員事業	見込量	人	400	400	400
	実績	人	404	267	231
成年後見制度普及啓発事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	見込量	利用件数	1	1	1
	実績	利用件数	2	0	0
自動車改造費等助成事業	見込量	利用件数	6	6	6
	実績	利用件数	6	3	4
生活サポート事業	見込量	人	2	2	2
	実績	人	0	0	0

※年間利用分。平成29年度は見込値。

第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行も目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は0人とし、地域生活移行者数は3人を目標とします。

○基本指針：平成32年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数 (A)	117人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	117人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み ($C = A - B$) 削減率 ($\text{イ} = C / A \times 100$)	0人 0%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	3人 2.5%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての協議の場を市、保健所、病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の協力により設置します。

○基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	有

3 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点は平成29年度末までに整備し、関係機関と更なる機能の強化を図ります。

○基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 地域生活支援拠点の整備

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点	有

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成32年度における福祉施設から一般就労への移行として、8人を目標とします。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数 (A)	5人	平成28年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	8人 1.6倍	平成32年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標は、53人とします。

○基本指針：平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	43 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B) 目標値 = B/A	53 人 123.26 %	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合

基本指針及び過去の実績を踏まえ、市内の就労移行支援事業所のうち、就業移行率を 3 割以上とする事業所の割合を 3 割以上とすることとし、1 箇所を目標とします。

○基本指針：平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合の目標

項目	数 値	備 考
平成 32 年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	3 箇所	平成 32 年度末における就労移行支援事業所の数
平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所の数 (B)	1 箇所	平成 32 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率 3 割以上の事業所の割合 (B/A)	33.3 %	平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

(4) 就労定着支援利用による職場定着率

実情を踏まえ、就労定着支援利用による職場定着率を、各年度60%以上とすることを目指します。

○基本指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

※「1年後」：支給決定から1年超となる日

図表 就労定着支援利用による職場定着率の目標

項目	数値	備考
平成30年度の新規利用者数(A)	3人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B) 目標値 = (B/A)	2人 66.6%	平成31年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数
平成31年度の新規利用者数(A)	3人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B) 目標値 = (B/A)	2人 66.6%	平成32年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

数値は、ゼロとしていますが、今後、地域自立支援協議会の専門部会において、市内の地域のニーズ、資源等について把握し、地域ニーズに沿った整備内容を検討します。

- 基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・児童発達支援センター：少なくとも 1 か所以上
 - ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1 か所以上

図表 障がい児支援の提供体制の目標

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	0 箇所	各市町村において少なくとも 1 か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	各市町村において少なくとも 1 か所以上確保する。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、地域自立支援協議会を中心に市、保健所、病院、特別支援学校、障がい児入所施設、相談支援事業所等による協議を進め、設置を目指します。

- 基本指針：平成 30 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	整備の有無
平成 30 年度末時点での協議の場の設置	有

第 2 節 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 訪問系サービスの事業内容

事業名	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい若しくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がい等により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 実施に関する考え方

訪問系サービスの見込量については、平成26年度から平成28年度の実績を基に推計しました。居宅介護と同行援護は利用者の増加が見られるため、サービス量の増加を見込みました。

(3) サービス見込量

居宅介護については、精神科病院の入院者や宿泊型自立訓練の利用者の一般住宅への地域移行による利用者の増加や、在宅での生活を送る障がい者またはその介護者の高齢化等による利用者の増加が見込まれるため、毎年5人程度の新規利用者を想定し、平成32年度で118人、1,416時間の利用を見込みます。

重度訪問介護、行動援護については、利用対象者がわずかなことから、重度訪問介護は2人、行動援護は1人の利用を見込みます。また、重度障害者等包括支援については、現時点で利用希望者がいないため、利用希望を見込みません。

同行援護は、利用者が微増していることから毎年1人ずつ増加を見込み、平成32年度で6人、18時間の利用を見込みます。

図表 訪問系サービスの見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,296	1,356	1,416
	人	108	113	118
重度訪問介護	時間	39	39	39
	人	2	2	2
同行援護	時間	12	15	18
	人	4	5	6
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

訪問系のサービスについては、施設入所者等の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであることから、障がい程度や障がいのある人の状況に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があります。

今回、第5期計画にあわせ就労定着支援が新たに加わりました。各サービス内容は次のとおりです。

図表 日中活動系サービスの事業内容

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

図表 日中活動系サービスの事業内容（つづき）

事業名	内容等
就労継続支援 A型	就労機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に 65 歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人等であって、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	週の所定労働時間が 20 時間かつ契約期間が 1 月以上の雇用契約により一般就労した障がい者を対象に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、訪問、来所等により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（２）実施に関する考え方

日中活動系サービスの見込量についても、平成26年から平成28年度の実績を基に推計しました。

(3) サービス見込量

生活介護は、微増を見込み、平成32年度で利用人数を175人、利用日数を3,325人日見込みます。

自立訓練の機能訓練及び生活訓練（日中）については、平成32年度で利用人数をそれぞれ2人ずつと見込み、生活訓練（夜間）については、平成32年度で利用人数をそれぞれ1人ずつ見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成32年度で53人を目標とし、就労継続支援B型は233人を見込みます。今まで未実施であった就労継続支援A型については、平成32年度に5人の利用を目指します。

就労定着支援については、平成32年度で利用人数3人を見込みます。

療養介護は、平成32年度で利用人数12人を見込みます。

短期入所（福祉型）は増加を見込み、平成32年度で利用人数51人を見込み、短期入所（医療型）は、現時点で利用希望者がいないため、利用希望を見込みません。

図表 日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人日	3,135	3,230	3,325
	人	165	170	175
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	30	30	30
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	602	672	742
	人	43	48	53
就労継続支援A型	人日	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援B型	人日	3,195	3,345	3,495
	人	213	223	233

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労定着支援	人	0	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	246	276	306
	人	41	46	51
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分。

（４）見込量確保のための方策

日中活動系のサービスについては、障がい者等の地域生活への移行を促進するとともに、地域の中で安定して暮らしていけるよう今後とも障がい程度や障がいのある人の状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう、事業所や福祉・保健・医療機関との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。また、就労面での受け入れ先となる各企業、事業所等についても積極的な協力を要請し、見込量の確保を目指します。

特に、就労継続支援A型については市内に施設がなかったため、平成32年度までに市内での施設整備を目標として関係事業所との調整を進めます。

3 居住系サービス

（１）サービスの内容

現在、住まいの場となる居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援がありますが、今回、自立生活援助が加わります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 居住系サービスの事業内容

事業名	内容等
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 実施に関する考え方

居住系サービスの見込量については、障がい者等の地域における生活の場を確保するために、共同生活援助の新設を想定して見込量を設定しています。

(3) サービス見込量

自立生活援助は実情を踏まえ、平成32年度に1人の利用を見込みます。

共同生活援助は施設の新規整備を図り、平成32年度に45人の利用を見込みます。

施設入所支援は、地域移行及び自然減少と新規利用者を見込み117人の利用者を見込みます。

図表 居住系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	40	40	45
施設入所支援	人	117	117	117

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

居住系サービスでは、共同生活援助を行うグループホームを平成32年度までに新設を目指します。

自立した生活支援の実施に向けて、地域自立支援協議会を始め、市内関係機関との連携を図りながら検討を進めます。

4 相談支援

(1) サービスの内容

相談支援には計画相談支援、地域移行支援と地域定着支援のサービスがあります。

図表 相談支援の事業内容

事業名	内容等
計画相談支援	障がい福祉サービス支給決定等に係る「サービス等利用計画」を作成します。また、モニタリング期間ごとに、計画が適切であるか利用状況を検証し、見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院、矯正施設等からの退所者または児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

計画相談支援の見込量については、障がい福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規計画作

成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

地域移行支援や地域定着支援は、支援実績からサービス量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

計画相談支援については、平成32年度で110人の利用を見込み、地域移行支援及び地域定着支援はそれぞれ1人を見込みます。

図表 相談支援の数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	100	105	110
地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人	1	1	1

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

全ての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員の連携を強化し、資質向上を図ります。また、地域相談体制の整備、充実を図ります。

第3節 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

1 必須事業サービス

(1) サービスの内容

必須事業に関する各種サービスの内容は以下のとおりです。

図表 必須事業サービスの事業内容

事業名	内容等
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発の取り組みを通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において共生社会の実現を図るため、自発的に行う各種活動を支援する事業です。
相談支援事業（基本相談）	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的とした機関です。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の市長申立に要する経費及び市長申立後の後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

図表 必須事業サービスの事業内容（つづき）

事業名	内容等
成年後見制度法人後見支援事業	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見の活動を支援する事業です。</p> <p>市では、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会成年後見センターで事業を実施しています。</p>

（２）実施に関する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

（３）サービス見込量

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援は、今後とも引き続き事業を実施します。

相談支援事業（基本相談）は、現在、3箇所ですが、平成32年度までに4箇所を目指します。基幹相談支援センターは平成29年度で設置済みです。

住宅入居等支援事業についても、既の実施されており、継続して実施します。

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、平成32年度には9人の利用を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業は、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターにより平成29年から事業を実施しています。今後とも事業を実施します。

図表 必須事業サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事 業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇 所数	3	3	4
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事 業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	人	7	8	9
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 見込量確保のための方策

相談支援事業については、より利用しやすい窓口となるようサービスの向上に努め、また、障がい福祉サービスの利用援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。

また、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の関係機関と連携し相談支援の質の向上を図ります。

2 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの内容

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業及び手話奉仕員養成研修事業の内容は次のとおりです。

図表 意思疎通支援事業の内容

事業名	内容等
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	市役所に聴覚障がいのある人等が来庁した際に、各種届出等の手続きの円滑化や相談のため、コミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(2) 実施に関する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成32年度までに55人の利用見込延件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は平成32年度に実施し、1人の手話通訳者の確保を目指します。

手話奉仕員養成研修事業は実績を勘案し、各年とも5人の講習修了者を見込みます。

図表 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事 業	設置見込み者数	0	0	1
手話奉仕員養成研 修事業	実養成講座修了見 込み者数（登録見 込み者数）	5	5	5

（４）見込量確保のための方策

利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

3 日常生活用具給付等事業

（１）サービスの内容

障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具ほか6種の用具を給付します。内容は次のとおりです。

図表 日常生活用具給付等事業の内容

事業名	内容等
介護・訓練支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの介護・訓練にかかる用具を支給するものです。
自立生活支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給するものです。
在宅療養等支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加温器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支給するものです。
情報・意思疎通支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、点字ディスプレイなどの情報・意思疎通支援用具を支給するものです。
排せつ管理支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストマ用装具・収尿器などの排せつ管理支援用具を支給するものです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給するものです。

(2) 実施に関する考え方

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。平成32年度には、介護・訓練支援用具を5件、自立生活支援用具を10件、在宅療養等支援用具を30件、情報・意思疎通支援用具を10件、排せつ管理支援用具を1,100件、住宅改修は5件をそれぞれ見込みます。

図表 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	5	5	5

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切な用具等が支給できるように努めます。

4 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

図表 移動支援事業の内容

事業名	内容等
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 実施に関する考え方

移動支援事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

各年で実利用者数を6人、利用時間は85時間を見込みます。

図表 移動支援事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6
	延べ利用見込み 時間数	85	85	85

5 地域活動支援センター

(1) サービスの内容

地域活動支援センターの事業内容は次のとおりです。

図表 地域活動支援センターの内容

事業名	内容等
地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、障がいのある人等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域活動支援センターは市内の1か所で実施します。

(3) サービス見込量

サービスは既存の市内1箇所で実施し、平成32年度で実施見込み箇所数は2箇所、利用者数は40人を見込みます。なお、市外分は本市が離島のため見込みません。

図表 地域活動支援センター事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター (市内分)	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	30	30	40
地域活動支援センター (市外分)	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

6 その他の事業

(1) サービスの内容

現在、本市で実施しているその他の地域生活支援事業は、次のとおりです。

図表 その他の事業の内容

事業名	内容等
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
生活訓練等	精神障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
巡回支援専門員事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子どもやその親が集まる施設等への巡回相談支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業です。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費等助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
生活サポート事業	障害支援区分認定が非該当で、家事等の支援が必要な人に障がい福祉サービスの提供を行います。

(2) 実施に関する考え方

その他の事業の見込量は、近年の実績等から算出しています。

(3) サービス見込量

その他の事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。日中一時支援事業は増加を見込み、平成32年度は利用人数41人を見込みます。成年後見制度普及啓発事業は、今後とも引き続き事業を実施

します。また、訪問入浴サービス事業を5人、生活訓練等事業を75人、巡回支援専門員事業を300人、自動車運転免許取得費助成事業を1件、自動車改造費等助成事業を5件、生活サポート事業は1件をそれぞれ見込みます。

図表 その他の事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

第4節 障がい児福祉サービスに関する各サービスの見込量

1 障がい児福祉サービス

(1) サービスの内容

今回、障がい児福祉計画を策定するにあたり、国から示されている事業は次のとおりです。

図表 障がい児福祉サービス（児童福祉法）の内容

事業名	内容等
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後または学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、市内の保育園等を定期的に訪問することで、障がいのある子や保育園等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、訪問により自宅で発達支援を行う事業です。
障害児相談支援	障がい児通所支援等利用に係る「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

(2) 実施に関する考え方

実施済みの児童発達支援や放課後デイサービス、障害児相談支援については、近年の実績等から見込んでます。

(3) サービス見込量

児童発達支援は平成29年11月より開始しています。平成32年度に52人の利用を見込みます。医療型・居宅訪問型児童発達支援の今期の計画はありませんが、ニーズに対しては児童発達支援で対応するとともに、ニーズ調査等を基に検討を続けます。

放課後等デイサービスは平成32年度に20人、270人日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援は今期の計画はありませんが、地域生活支援事業「巡回支援専門員事業」で対応します。

障害児相談事業は平成32年度に31人の利用を見込みます。

図表 障がい児支援の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	人日	96	100	104
	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	162	270	270
	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

福祉のほか医療、保健の関係者や保育園等、学校との連携により必要なサービスを提供できるよう体制の整備に努めます。

2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

(1) サービスの内容

国から示されている内容は、次のとおりです。

図表 医療的ケア児等コーディネーターの配置の事業内容

事業名	内容等
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人口呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児者を医療的ケア児として、地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整し、医療的ケア児等に対する支援が適切に行えるコーディネーターの配置を促進するものです。

(2) 実施に関する考え方

医療的ケアを必要とする障がい児を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指します。

(3) サービス見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、平成32年度に1人の配置を目指します。

図表 医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

(4) 見込量確保のための方策

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置のために、地域自立支援協議会、社会福祉協議会、病院、関係福祉事業所等の関係機関との連携により、実施を目指します。

第5節 総括表

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 障がい福祉サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問系サービス				
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,296	1,356	1,416
	人	108	113	118
重度訪問介護	時間	39	39	39
	人	2	2	2
同行援護	時間	12	15	18
	人	4	5	6
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
日中活動系サービス				
生活介護	人日	3,135	3,230	3,325
	人	165	170	175
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	30	30	30
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	602	672	742
	人	43	48	53
就労継続支援 A 型	人日	0	0	110
	人	0	0	5

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労継続支援 B 型	人日	3,195	3,345	3,495
	人	213	223	233
就労定着支援	人	0	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所 (福祉型)	人日	246	276	306
	人	41	46	51
短期入所 (医療型)	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居住系サービス				
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	40	40	45
施設入所支援	人	117	117	117
計画相談支援				
計画相談支援	人	100	105	110
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1

※各年度月平均利用分。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
必須事業サービス				
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事 業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇 所数	3	3	4
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事 業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	人	7	8	9
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業等				
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事 業	設置見込み者数	0	0	1
手話奉仕員養成研 修事業	実養成講習修 了見込み者数 (登録見込み 者数)	5	5	5

図表 地域生活支援事業の見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	5	5	5
移動支援事業				
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6
	延べ利用見込み時間数	85	85	85
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター (市内分)	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	30	30	40
地域活動支援センター (市外分)	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

図表 地域生活支援事業の見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有 無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

3 障がい児福祉サービス

障がい児福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 障がい児福祉サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障がい児支援				
児童発達支援	人日	96	100	104
	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	162	270	270
	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31
医療的ケア児等コーディネーターの配置				
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

第4章 障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の確保

第1節 障がい者福祉サービスの提供体制の確保

1 障がい者のサービス選択の自由の確保

障がい者サービスの提供にあたっては、障がい者本人及び家族の利用意向を尊重し、そのニーズ量に沿ったサービスの提供に努めます。

2 合理的配慮に関する啓発

障がい者の自立を促進し、地域社会のなかで健常者とともに支え合い生活できるように地域活動への参加を促進するためにも、市庁舎だけでなく、障がい福祉事業所や福祉団体等の職員についても、障がい者への合理的配慮がなされるよう、研修機会の充実や啓発活動などに努めます。

3 生活の場となるサービス

(1) 住まいの確保

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、グループホームの新規開設を促進するため、事業所等と協議・検討していきます。

また、民間のアパート等についても、障がい者の入居についての理解を求めていくとともに、段差の解消など障がいに合わせた設備の改善等を支援します。

(2) 地域生活支援拠点の整備

障がい者が安心して地域で暮らしていけるように地域生活支援拠点の更なる充実を図り、24時間の相談支援体制や緊急時の受入対応体制等の確保に努めます。

(3) 関係機関との連携

また、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援など、障がい者が地域生活へ移行、定着していくための支援を強化するため、病院、入所施設、グループホームのほか、社会福祉協議会、介護保険事業者等関係機関との協力関係を強化します。

(4) 地域移行の体験機会の整備

施設入所者や精神科病院入院患者の地域移行を支援する際に、本人が地域での生活を体験できるよう体験機会の整備に努めます。

(5) 訪問系サービスの充実

訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう体制の充実を図るため、関係サービス事業所への働きかけや人材の確保を支援します。

(6) アウトリーチ支援の推進

受療中断者や自らの意思では受診が困難な精神障がい者に対し、日常生活を送るために支障や危機的状況が生じないための細やかな訪問を行うために、精神科医、保健師、看護師等の保健医療スタッフと精神保健福祉士等の福祉スタッフの連携体制を整備します。

4 就労支援

(1) 関係事業所等との連携

障がい者のニーズに合わせた質の高いサービスを提供できるよう、障がい福祉サービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整機能の強化を図ります。

また、県や保健所等の関係施設及び機関との連携を強化し、障がい福祉、保健事業の機能強化を図ります。

(2) 障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の強化を図ります。今後、特に就労継続支援A型の充実を図るため、事業所と連携するとともに、就労定着支援の実施に向けてサービス事業所と企業を結ぶ人材の確保、育成を進めます。

また、障がい者の持つ能力を発揮できるように、様々な分野や多様な就労形態の就労の場の開拓に努めます。

(3) 職場定着に向けた支援の充実

就労支援事業所などと障がい者就業・生活支援センター及びジョブコーチとの連携強化を図り、より充実した職場定着のための支援を実施します。

(4) 企業に対する障がい理解の推進

障がいや障がい者の理解に向けた啓発や障がい者雇用に関する各種優遇制度などの周知を図るとともに、他業種の参入を促進し、就労移行事業所の増加を図ります。さらに障がい者の職場実習先を開拓し、企業の障がい者雇用の推進を図ります。

5 生涯学習の充実

市民に対しても、障がい者のことをよく理解し、合理的配慮をもって接することができるよう生涯学習の場を通じた研修機会を充実します。また、手話など障がい者を支援する人材の育成にも努めます。

6 障がい者福祉の担い手の確保

障がい者福祉に従事するNPO等の参入を促進するほか、市民のボランティア活動への参加を促し、福祉の担い手の確保に努めます。

第2節 障がい児福祉サービスの提供体制の確保

1 一貫した支援体制の充実

乳幼児健診や育児教室などで成長や発達などに気がある子どもに対し、早期の養育や療育支援を行っていきます。

2 児童発達障がいへの対応

(1) 早期の対応

障がい児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の充実を図ります。

(2) 障がい児及び発達障がいの疑いのある家庭への支援

子どもの障がいが気にかかる家庭や障がい児を抱える家庭に対し、障がい児に関わる医療及び福祉サービスについて、積極的に広報活動を進めるとともに、障がい児を抱える家庭同士の交流や、障がい児、障がい者団体との交流を促します。

(3) 児童発達支援の整備

児童発達支援などにより保育園等、放課後児童クラブなどと連携した支援体制を整備していきます。

(4) 発達障害等の理解を深めるための取組

子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通じて、市民への理解・啓発に努めます。

3 相談体制の充実

市の窓口だけでなく、乳幼児健診の場や保育園等、学校において相談ができるよう、関係施設との連携を図り、訪問による相談体制の強化を図ります。

4 専門的スタッフの確保・育成

乳幼児、児童に関わる障がい福祉、教育、医療等の関係者、関係機関の連携を図り、発達障がいや行動障害等に対応できる専門的スタッフの確保・育成のほか医療的ケア児等支援者の育成に努めます。

5 障がいのある児童の余暇の充実

放課後等デイサービスや同行援護などにより、障がいのある子どもの社会参加や余暇の充実を図っていきます。また、障がい児が文化活動やスポーツ活動に参加できるよう、指導者の積極的な誘致や活動への参加促進に努めます。

6 障害児入所支援施設との連携

障害児入所支援施設は新潟県の主管事業であるものの、各相談支援事業所等と情報交換しながら、障がい児に対する支援の充実を図っていきます。

第3節 計画の進行管理

1 庁内の体制の強化

障がい福祉計画実施に関わる関係各課との連携により、計画の円滑な実施を図ります。また、職員に対し、障がい者に対する合理的配慮についての理解を深めてもらうための研修を行います。

2 自立支援協議会

自立支援協議会は、市内のサービス事業所、入所施設、障がい者団体、教育機関、障がい者を雇用する企業等、行政機関などにより構成されています。

自立支援協議会において本計画の進捗状況等を報告し、計画の総合的な推進を図ります。

また、地域でのネットワークを構築し、障がい者及びその家族の状況の把握やサービスに対するニーズの把握に努めます。

3 PDCAサイクルの実施

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、各年の成果目標、サービス見込量（活動指標）の達成状況などを把握、点検し、自立支援協議会において、PDCAサイクルを活用した分析・中間評価を行い、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

